

確認・検討事項 ※変更対応（計画書本文では、緑字で修正しています。）

頁	意見	方針	播磨町の考え方	新
1	計画策定の趣旨について、案を提供する。	変更対応	<p>いただいた案を参考に、権利条約に関する文章を追加するとともに、すでに策定済である第5次障害者基本計画についての記載を修正・追加します。</p> <p>合理的配慮や社会モデルに関する詳しい説明が案に含まれていましたが、6pの障害に関する表記において、詳しく説明するため趣旨には追加しません。</p>	<p>【追加】</p> <p>令和4年には、障害者権利条約の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されたことを受け、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められています。</p> <p>【変更】</p> <p>そしてこの障害者基本法に基づき、平成30年には「障害者基本計画（第4次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援することを、基本理念として計画の目標に定めています。また、令和5年には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、障害者施策と障害者権利条約との整合性が一層高めつつ強気に進めていくための構成とされています。</p>
6	<p>障害のある人の定義は、「障害者基本法」に則り次の通りです。</p> <p>とするならば、障害者基本法の定義の条文をそのまま表記する方が良いのではないか？</p>	変更対応	<p>ご指摘を受け、下記の文章から、変更します。</p> <p>「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。」</p>	<p>【変更】</p> <p>（定義）</p> <p>第二条</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>
6	<p>「障害」の考え方についての文章について</p> <p>内閣府の障害者差別解消法で、障害者の定義がより明らかになっており、社会モデルの定義もわかりやすいので、それをそのまま、掲載してはどうか。</p> <p>法的根拠は原文のままの掲示するのが良いのではないか。</p>	変更対応	<p>「障がいの考え方について」の内容は削除し、「障害の表記について」にまとめます。</p>	削除

頁	意見	方針	播磨町の考え方	新
6	<p>障害、障がいの、ルールがあるならそれを明記した方が混乱をまねかないのではないか。基本的には、国の法令や公共団体条例や規則などにもとづく、制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については、そのままを使う方がいいのではないか。「障害」の表記について明確にした方が混乱がなくいいのではないかと。</p> <p>そもそも、「障がい」のある人という表記は、どんな考え方をもとにしているのか。障害者権利条約、障害者差別解消法でも、「障害の社会モデル」のとらえ方をしており「障がい」という表記の仕方が、合理的配慮をしたものとして使われているのか。</p>	<p>変更対応</p>	<p>ご意見を受け、障がいの表記に関する説明と社会モデルに関する説明を追加します。</p> <p>先の策定委員会で、文言の修正がありましたので変更します。(赤字)</p>	<p>【追加文】</p> <p>障がいの表記について</p> <p>障がいの表記については、「障がい」のほか「障害」、「障碍」等、様々な見解が出されており、国でも議論がされてきましたが、現時点では意見の一致をみておらず、法令等では「障害」の表記が用いられているところです。</p> <p>播磨町では、議会などで議論された結果、人や人の状態を表す場合において固有名詞や法令等の用語を除いて「障がい」と表記しています。</p> <p>本計画においては、現時点での播磨町の方針のとりの表記とします。</p> <p>しかし、今後は「障害の社会モデル」*の考え方をふまえて「障がいのある方に害があるのではなく、障がいのある方が生活する上で未だ差別や偏見など様々な障壁が残っているという社会側の問題」ととらえ、障がいのある方が社会で当たり前に行えるような施策の充実や差別解消のための啓発を進めるとともに、「障がい」という表記については「障害」への変更も含めて播磨町障害者計画等と関連させながら検討を重ねていきます。</p> <p>* 障害の社会モデル</p> <p>障害は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであって、その障壁を取り除くのは、社会の責務であるとし、社会全体の問題としてとらえる考え方。</p> <p>平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において示された。「障害の社会モデル」に対し、障害は個人の心身機能の障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル」という。</p> <p>(第6期兵庫県障害福祉実施計画から一部引用、一部加筆)</p>
9	<p>ワークショップのテーマとワークショップでの主な意見が合っていない。ワークショップでは、播磨町を誰にとっても住みやすい、働きやすい、学びやすい、参加しやすいまちにするために、現象の課題把握、解決の向けてめざしたい姿、その実現のために自分は何ができるか、協働でなにができるかを話し合いました。ワークショップでの主な意見として出されているものは、課題となっているものであって、解決に向けてどうすればいいのかを考え、意見出しを行っている。課題としての意見である。p75に関連掲載 とかする方がいいのではないか。</p>	<p>変更対応</p>	<p>ご意見を受け、「課題」の記載と、75pに関連資料が掲載されている旨を追加します。</p>	<p>【変更】</p> <p>ワークショップでの主な意見（課題）</p> <p>【追加】</p> <p>75ページに関連資料を掲載</p>
14	<p>分野1 つながる</p> <p>また重層的相談→また複雑化・複合化した支援ニーズ（課題）にも対応できる重層的支援体制を整える としてはどうか。</p>	<p>変更対応</p>	<p>ご意見を受け、下記の内容から変更します。</p> <p>「障がいのある人やその家族への情報提供が適切に行える相談体制、また重層的相談についても対応できる体制を整えます。」</p>	<p>【変更】</p> <p>障がいのある人やその家族への情報提供が適切に行える相談体制、また、複雑化・複合化した支援ニーズ（課題）にも対応できる重層的支援体制を整えます。</p>

頁	意見	方針	播磨町の考え方	新
19	重層的支援体制の確立について、 ・一つ目 子ども・障害・高齢・生活困窮 ではないでしょうか？ (改正社会福祉法第106条の4参照)	変更対応	ご指摘を受け、「障がい」を「障害」と変更します。また、図の下に、説明文を追加します。	【変更】 ・子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、複雑化・複合化した相談に対応するため、専門性の向上や機能強化を進めます。 【追加】 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。Ⅰ 断らない相談支援 Ⅱ 参加支援 Ⅲ 地域づくりに向けた支援 と示されている。
19	・2つ目 は 行政サービスの向上のことを言っている 相談内容から問題や課題をくみ取り、整理するとともに、庁内各課と連携できる職員のコミュニケーション能力の育成に努めるは、職員の質の向上のてだて 障害のある人がスムーズに行政手続きをできるよう、適切な配慮と支援を行います。 2つのことを言っているのであれば、明確にしてほしい。	変更対応	ご指摘を受け、重層的支援体制の確立の取組の2つ目を下記文章から変更します。 「相談者にとって必要な支援が提供できるよう、相談内容から問題や課題をくみ取り、整理するとともに、庁内各課と連携できる、職員のコミュニケーション能力や課題解決能力等の育成に努めます。」	【変更】 重層的支援体制の確立（全庁的な取組の推進） ・職員が必要な支援を提供できるよう専門職の育成に努めます。
19・20	重層的支援体制の説明が不足している。重層的支援体制は何を指すのか。	変更対応	ご指摘を受け、重層的支援体制の説明文を追加します。	【追加】 重層的支援体制とは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に進めるものです。
32	障がいや特性に対する偏見を解消 → 単なる気遣いや心配りではなく、障害のある人の機会や待遇を平等に確保することを妨げる「障壁」となっているものを取り除くための取組が必要です。	変更対応	ご指摘を受け、下記文章から変更します。 「障がいのある人が自立して暮らすためには、障がいのある人の就労や社会参加の場が必要であり、また、障がいのある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障がいへの理解促進と、障がいや特性に対する偏見を解消する必要があります。」	【変更】 障がいのある人が自立して暮らすためには、障がいのある人の就労や社会参加の場が必要であり、また、障がいのある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障がいへの理解促進と、障がいや特性に対する偏見の解消、機会や待遇における平等を阻害する要因の除去等の必要があります。
64	2、庁内推進体制の整備 障がい者施策 → 障害者施策の推進 3、播磨町地域自立支援協議会における取組の推進 これは、前期のまま？でいいのか今後は各専門部会（つなぐそだつ はたらく くらす まもる・学び合う）で協議をすすめる？ ここの整理はどうなっているのか	変更対応	ご指摘を受け、「障がい」から「障害」へと変更し、個別の専門部会の表記から「専門部会」に変更します。	2. 庁内推進体制の整備 障がいのある人に関する施策の推進には、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁的な施策が必要であることから、庁内関係部署の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、進捗状況を把握・点検し、障害者施策の効果的な推進に努めます。 3. 播磨町地域自立支援協議会における取組の推進 播磨町地域自立支援協議会では、専門部会をもとに、各分野における協議・検討を進めるとともに、ワークショップ・全体会・推進会議等を通じて課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを協議する場として、取組を進めています。 協議を進める中で明らかになってきたさまざまな課題については、幅広い関係者と連携しながら対応を図り、播磨町地域自立支援協議会から積極的に情報発信して、誰もが安心して暮らせるまちづくりの輪を広げます。